

平成 26 年第 2 回定例会（9 月議会）
建設部 提出資料

建設委員会

【予算・議案関係】

○ 建設部	平成 26 年度 9 月補正予算案の概要について（建設部） . . .	1
○ 都市計画課	県立中央公園あきたスカイドームの再整備について	2
○ 道路課	平成 26 年度 9 月補正予算案の概要について	4
○ 道路課	地方道路交付金事業（象潟矢島線【荒屋妻工区】） に係る債務負担行為の設定について	6
○ 道路課	葛原 1 号橋工事請負変更契約の締結について	8
○ 道路課	大台トンネル工事請負変更契約の締結について	10
○ 河川砂防課	平成 26 年度 9 月補正予算案の概要について	12
○ 港湾空港課	空港経営体制検討事業について	13
○ 港湾空港課	秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する 条例案について	14
○ 港湾空港課	ガントリークレーン工事請負契約の締結について	17
○ 建築住宅課	大曲通町地区市街地再開発事業について	18

平成26年度9月補正予算案の概要について

平成26年9月11日
建設部

1 一般会計 1,335,381千円

(1) 防災・減災対策 750,000千円

事業名	事業費	事業内容
県単道路補修事業	183,000	災害の未然防止のため、道路や河川の維持補修等に要する経費
県単道路改築事業	22,000	
県単河川改良事業	489,000	
県単河川等環境維持修繕事業	56,000	

(2) 第2期ふるさと秋田元気創造プランに基づく事業 11,747千円

事業名	事業費	事業内容
(新)あきたスカイドーム再整備事業	11,747	利用者の安全性・快適性の向上を図るため、グラウンドの人工芝化や照明のLED化等の設計に要する経費

(3) 経済・雇用対策 1,287,156千円

((1)、(2)再掲761,747千円)

事業名	事業費	事業内容
公共事業	1,287,156	
県単独事業	927,747	(新)あきたスカイドーム再整備事業、県単道路補修事業、県単河川改良事業等
過年発生土木災害復旧事業	359,409	労務単価等の上昇に伴う増額

(4) その他 48,225千円

・空港維持管理費、空港経営体制検討事業、市街地再開発事業

(5) 債務負担行為

事業名	事業費	事業内容
地方道路交付金事業	190,000	(主)象潟矢島線 荒屋妻工区 JR羽越線 踏切拡幅工事

県立中央公園あきたスカイドームの再整備について

平成26年9月11日
都 市 計 画 課

1 再整備の概要及び目的

あきたスカイドームは、昨年12月に広域防災拠点に指定されたところであり、災害停電時に対応できるよう、更新時期がきている照明器具をLED照明に更新し、併せて非常用電源設備を整備する。

また、「土」のグラウンドとして多くの県民に親しまれていたが、閉鎖した空間の中で土埃が舞う状況の改善や転んでも怪我をしないプレー環境を実現するため、「人工芝」化する。

2 事業概要

事業期間：平成26年度～平成27年度

全体事業費：約5億円

事業内容：

照明器具更新（LED化）N＝160基

非常用電源設備 1式

ロングパイル人工芝張（芝丈50mm）A＝8,550㎡

ターンテーブル N＝2基（サッカー利用時に本塁部を土から人工芝に交換）

3 補正予算額

11,747千円（詳細設計費）

4 スケジュール

あきたスカイドームの閑散期（4月～9月）に工事を行うスケジュールとする。

H26. 10 詳細設計業務委託発注

H26. 12 工事費を債務負担行為設定

H27. 1 工事発注手続き

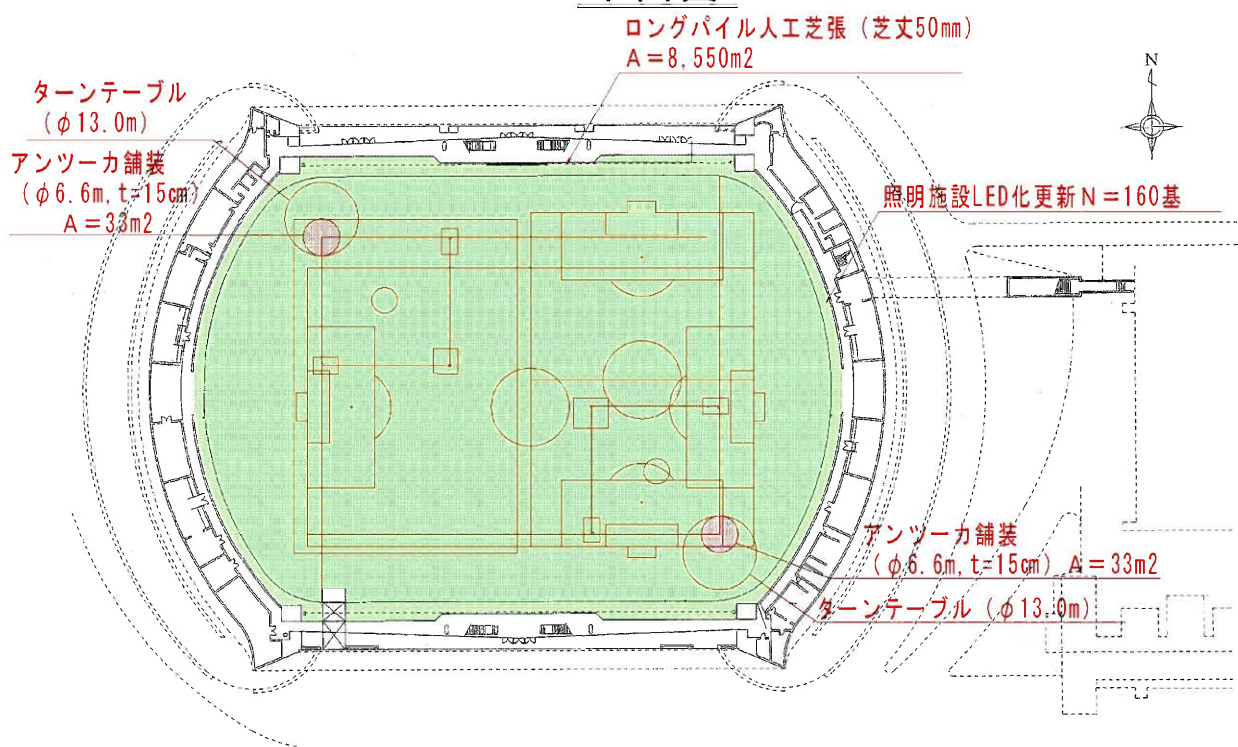
H27. 2 工事請負契約

H27. 2～3 資材手配、ターンテーブル製作

H27. 4 工事開始

H27. 8 工事完成

平面図



＜あきたスカイドーム スポーツ使用状況＞



平成26年度9月補正予算案の概要について

平成26年9月11日
道 路 課

1 補正予算案の概要について

- 1) 労務単価の上昇に伴う、道路・河川等維持管理業務委託の変更増分への対応を実施

※インフレスライド

急激な物価変動により請負代金額が著しく不相当となったとき、発注者又は受注者が請負代金額の変更を請求することができる。

- 2) 被災した法面等道路施設の早急な復旧や、側溝整備、防護柵補修など緊急性の高い箇所の補修を実施
3) 安全・安心な道路環境の整備のため、路肩拡幅を実施

2 主な事業の内訳について

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
県単道路維持修繕事業	166,000	道路・河川等維持管理業務委託変更増分
県単道路補修事業	183,000	法面对策、側溝整備、防護柵補修等
県単道路改築事業	22,000	路肩拡幅
合 計	371,000	

3 主な事業内容について

(1) 県単道路補修事業

183,000千円

○災害防除

109,000千円

・事業箇所 … (主)二ツ井森吉線 麻生工区 外7箇所



○法面对策

〔(主)二ツ井森吉線 能代市麻生工区〕



○法面对策

〔(一)入道崎八望台北浦線 男鹿市戸賀工区〕

○側溝整備

45, 000千円

・事業箇所 … 国道285号 沖田面工区 外4箇所



○側溝整備

[国道285号 上小阿仁村沖田面工区]



○側溝整備

[(主)湯沢雄物川大曲線 大仙市日の出工区]

○交通安全

29, 000千円

・事業箇所 … 国道108号 羽広工区 外2箇所



○防護柵補修

[国道108号 由利本荘市羽広工区]



○歩車道境界ブロック補修

[(一)川連増田平鹿線 湯沢市八面工区]

(2) 県単道路改築事業

22, 000千円

・事業箇所 … (主)大曲大森羽後線 矢神工区



○路肩拡幅

[(主)大曲大森羽後線 横手市矢神工区]



同左

地方道路交付金事業（象潟矢島線【荒屋妻工区】）に係る 債務負担行為の設定について

平成26年9月11日
道 路 課

1 事業概要と目的

主要地方道象潟矢島線荒屋妻工区は、にかほ市象潟町地域における狭隘区間を解消し、日沿道「象潟ＩＣ（仮称）」へのアクセス機能強化を図ることを目的とした全体延長1,370mの2車線道路である。

日沿道については、今年4月に「象潟ＩＣ～金浦ＩＣ」間が平成27年度中に開通すると国土交通省から発表され、これと同時に本工区を供用する必要がある。

このため、平成26年度からＪＲ羽越線と平面交差する小滝踏切の拡幅工事に着手する必要がある、施工期間が2ヶ年にわたることから、債務負担行為を設定するものである。

2 事業内容

（１）路線名及び場所

主要地方道象潟矢島線 にかほ市象潟町荒屋妻地内
（荒屋妻工区 小滝踏切）

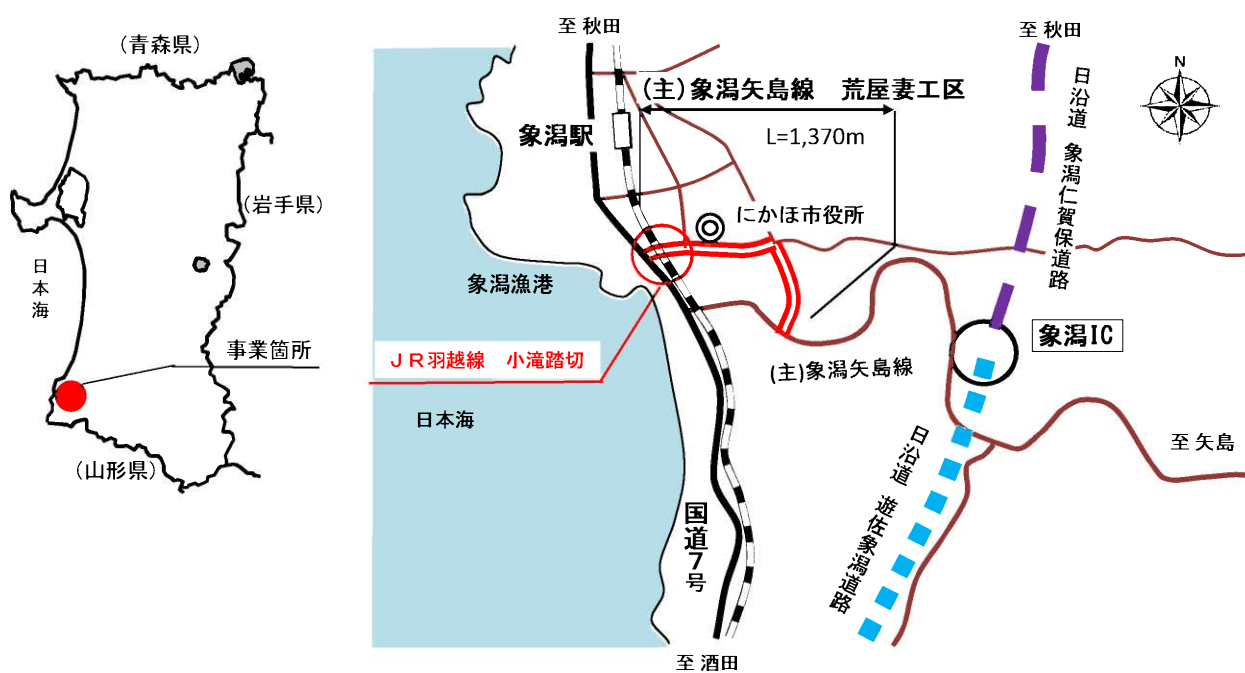
（２）工事内容

踏切拡幅工事（ＪＲ委託）

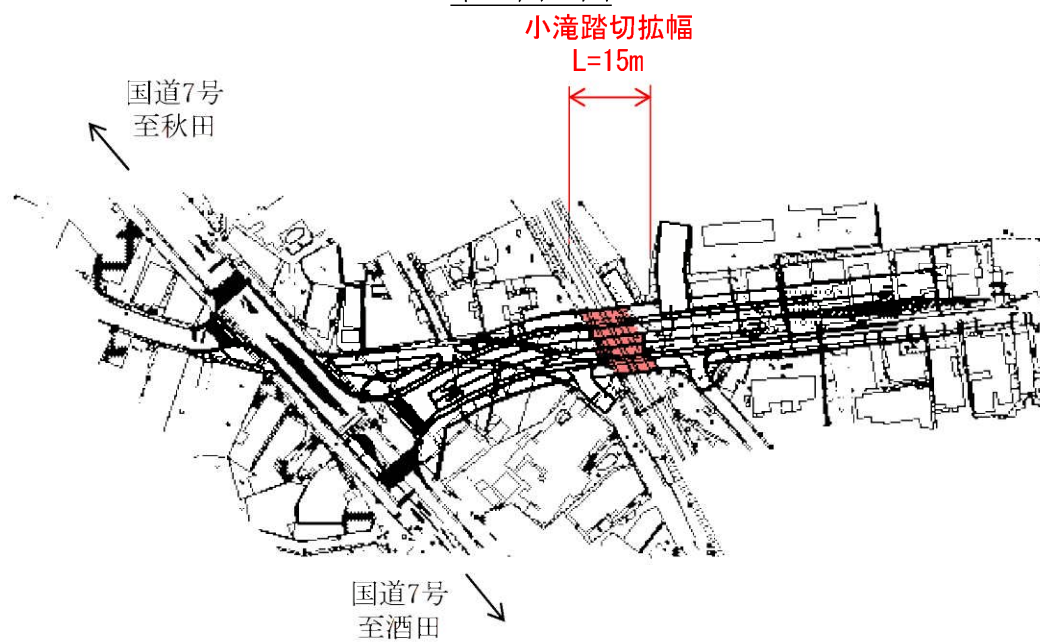
- ・工期：平成26年度～27年度の2ヶ年
- ・金額：200百万円

	金 額	内 容
平成26年度 予算額	10百万円	設計 準備工
平成27年度 債務負担行為設定額	190百万円	踏切拡幅工事 後片付け工
合 計	200百万円	

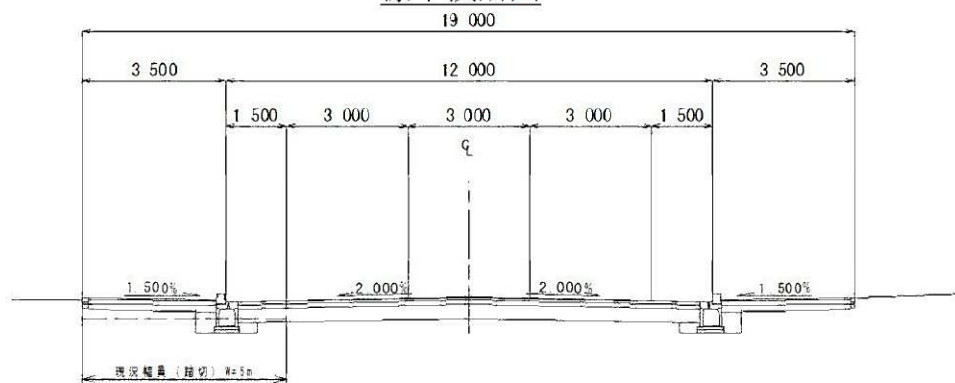
位置図



平面図



標準横断面図

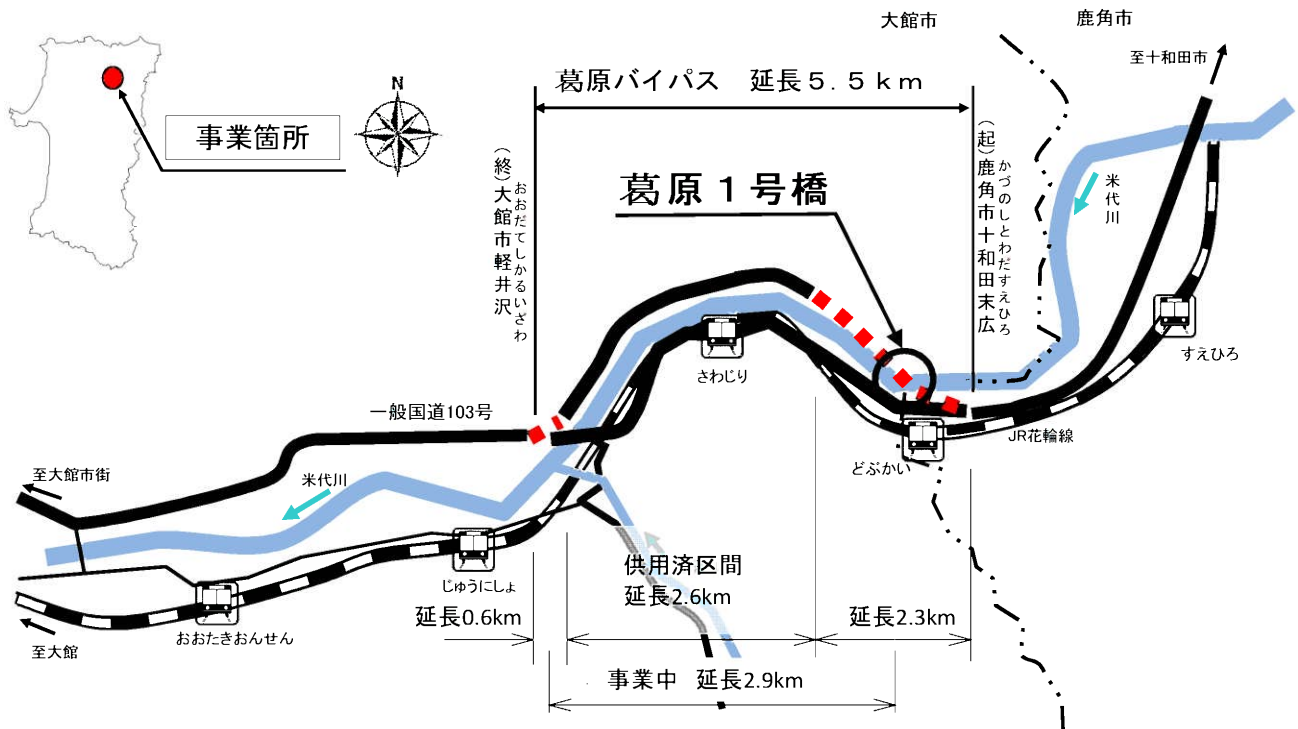


葛原 1 号橋工事請負変更契約の締結について

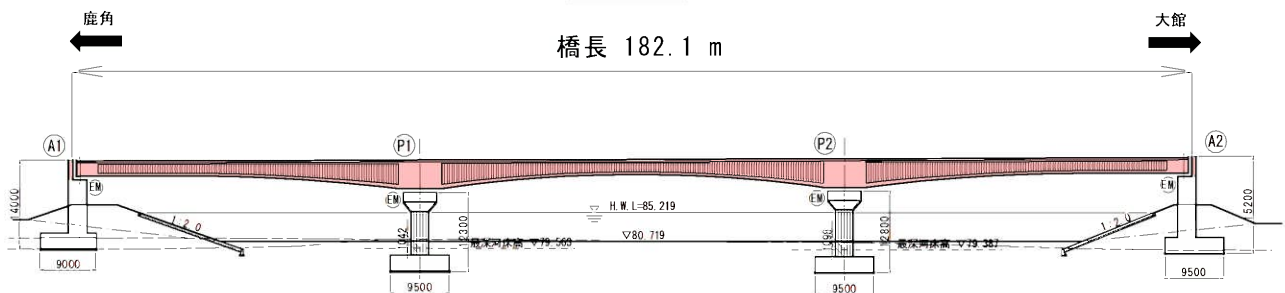
平成 2 6 年 9 月 1 1 日
道 路 課

- 1 工 事 名 地方道路交付金工事
- 2 路 線 名 一般国道 1 0 3 号
- 3 場 所 大館市葛原（葛原 1 号橋）地内
- 4 工 事 概 要 橋梁工
3 径間連続プレストレストコンクリート波形鋼板ウェブ箱桁橋
橋長 $L = 182.1 \text{ m}$
幅員 $W = 12.0 \text{ m}$
 - ・製作 鋼重 119.5 t
 - ・架設工 1 式
 - ・支承工 8 箇所
- 5 相 手 方 ピーエス三菱・昭和コンクリート工業・花岡土建
特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社ピーエス三菱秋田営業所
所長 五十嵐 慶夫
- 6 金 額 前 回 589,470,000 円
今 回 643,167,600 円
(増 53,697,600 円)
- 7 工 期 平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日から平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日（変更なし）
- 8 変 更 理 由 インフレスライド対応による工事費の増額

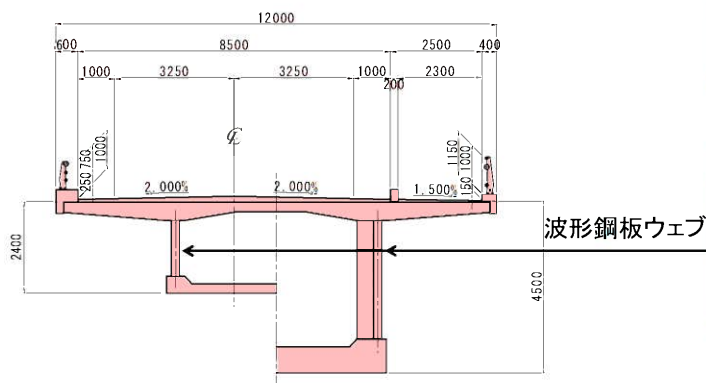
位置図



側面図



上部工断面図



(施工中写真)



大台トンネル工事請負変更契約の締結について

平成26年9月11日
道 路 課

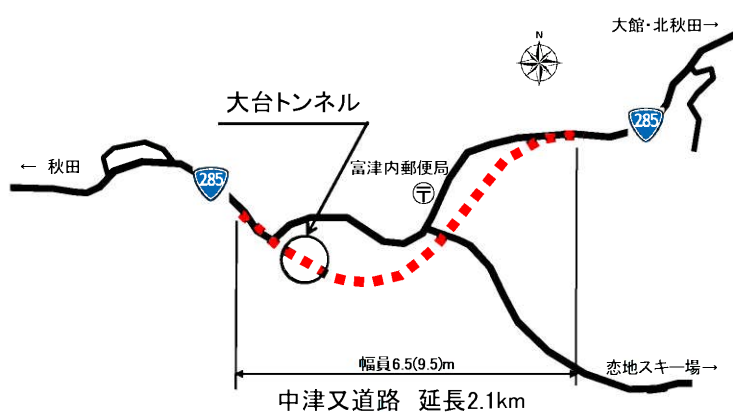
- 1 工 事 名 地方道路交付金工事
- 2 路 線 名 一般国道285号
- 3 場 所 南秋田郡五城目町富津内中津又（大台トンネル）地内
- 4 工 事 概 要 施工延長 L=615m
トンネル工
 - ・トンネル延長 L=239m
 - ・掘削・支保工（上半）L=227.9m
 - ・掘削・支保工（下半）L=234.3m
 - ・覆工コンクリート・防水工 L=237.5m
 - ・インバート工 L=115m
 - ・坑門工 1式道路土工 1式
- 5 相 手 方 菅与・沢木・寒風特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 菅与組
代表取締役 畠山 順太郎
- 6 金 額 731,850,000円（変更なし）
- 7 工 期 当初 平成25年10月11日から平成26年11月28日
変更 平成25年10月11日から平成27年 3月25日
- 8 変 更 理 由 坑口部切土の結果、坑口上部法面に風化による「抜け」や「崩落」の危険性がみられ、対策工の検討・施工（別途発注）に不測の時間を要したことによる工期の延長。

9 スケジュール

上段: 当初
下段: 変更

	H25						H26											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
準備・後片付		契約									完成 (11.28)							
		契約 (10.11)													完成 (3.25)			
切土工																		
トンネル本体工																		
法面对策工 (別途発注)																		
			検討			施工												

位置図

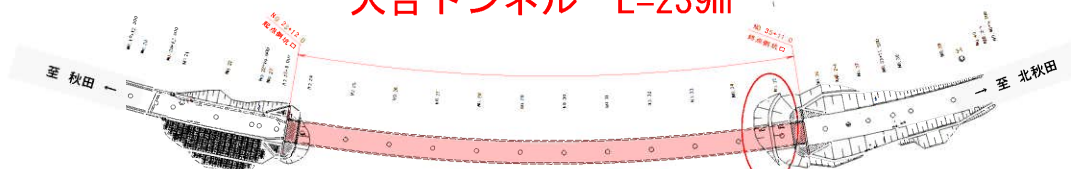


写真

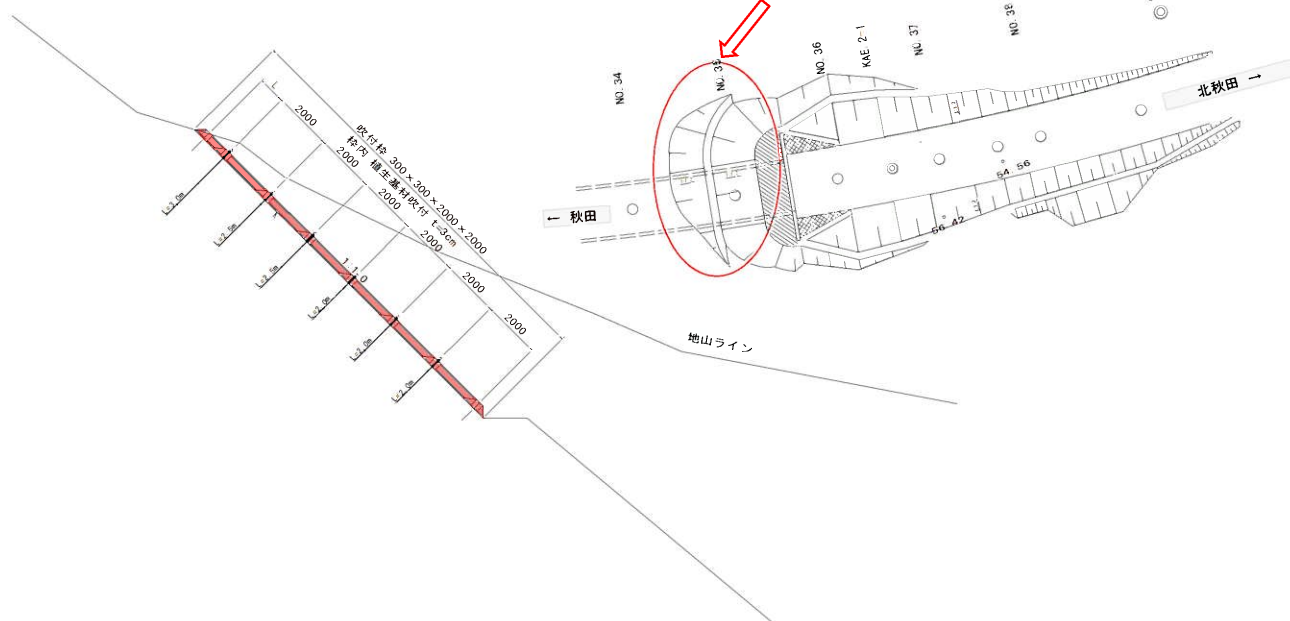


平面図

大台トンネル L=239m



断面図及び平面拡大図



平成26年度9月補正予算案の概要について

平成26年9月11日
河川砂防課

1 補正予算案の概要について

- 1) 6月及び7月の降雨で変状のあった箇所等について、防災・減災対策のため関連事業費の補正を行う。
 - ・次期出水期に向け、早急に施設を補修する必要がある箇所
 - ・流下能力が不足し、早急に流下断面を確保する必要がある箇所
- 2) 平成25年発生災害の査定額に対する労務単価の上昇等に対応するため、過年発生土木災害復旧事業費の補正を行う。

2 主な事業の内訳について

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
県単河川改良事業	489,000	護岸工（衣川）外26箇所
県単河川等環境維持修繕事業	56,000	河道掘削（太平川）外6箇所
過年発生土木災害復旧事業	359,409	平成25年に被災した土木施設57箇所の復旧
合計	904,409	

3 主な事業内容について



〔 県単河川改良事業
衣川（由利本荘市） 〕



〔 県単河川等環境維持修繕事業
太平川（秋田市） 〕

空港経営体制検討事業について

平成26年9月11日
港 湾 空 港 課

1 補正予算案の概要について

空港経営体制の検討は、国の補助事業である先導的官民連携支援事業で行う予定であったが、選定されなかったことから、事業の進捗を図るため、県単独費で「基本事項の検討」を行う。

「経営体制比較検討」については、先導的官民連携事業の2次募集に応募し、国庫補助事業で行う予定である。

2 予 算

(単位：千円)

	当初予算	9月補正予算額	9月補正後
一 般 財 源 (県単)	7 7 6	6, 9 5 2	7, 7 2 8
国庫支出金 (補助)	1 9, 2 2 4	△ 1 0, 2 2 4	9, 0 0 0
合 計	2 0, 0 0 0	△ 3, 2 7 2	1 6, 7 2 8

3 予算内訳

【当初予算】

一 般 財 源 (県単) : 先進地視察	7 7 6 千円
国庫支出金 (補助) : 空港経営体制検討	1 9, 2 2 4 千円
合 計 :	2 0, 0 0 0 千円

【9月補正後】

一 般 財 源 (県単) : 先進地視察	7 7 6 千円
空港経営体制検討 (基本事項の検討)	6, 9 5 2 千円
国庫支出金 (補助) : 空港経営体制検討 (経営体制比較検討)	9, 0 0 0 千円
合 計 :	1 6, 7 2 8 千円

<参考> 検討内容

(1) 基本事項の検討 (県単)

- ① 秋田県管理空港の現状分析
- ② 秋田県管理空港の将来像検討

(2) 経営体制比較検討 (補助)

- ① 官民連携空港運営事業スキームの検討
- ② 今後の秋田県管理空港運営のあり方

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案について

平成26年9月11日

港 湾 空 港 課

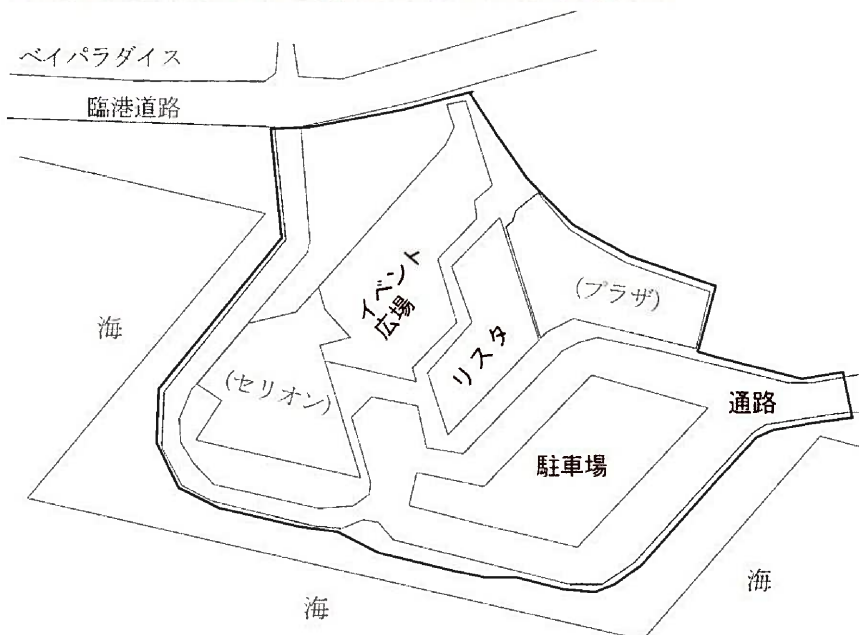
1 改正理由

- ・道の駅「あきた港」において、セリオン等の秋田市管理施設とリスタ等の県管理施設の一体的利活用による、効果的で効率的な運営や、窓口業務の一本化による利用者の利便性向上を図るため、県・市それぞれの管理施設について、同一の者を指定管理者として指定する手続きを進めている。
- ・指定管理者制度を導入するためには、条例においてその旨を定める必要がある（地方自治法第244条の2第3項）。
- ・本条例案は、今回指定管理者制度を導入する県管理施設を「秋田港シンボル緑地」として位置付け、指定管理施設として規定しようとするものである。

2 主な改正内容

- ・第2条において「秋田港シンボル緑地」を定義し、第3条において「マリーナ施設等」に「秋田港シンボル緑地」を加える。

秋田港シンボル緑地の範囲及び施設の配置状況



【凡例】 ———— ：秋田港シンボル緑地の範囲

※ただし、(セリオン)及び(プラザ)の建物は市の管理であり、「秋田港シンボル緑地」には含まれない。

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	(定義) 第二条 略 3 この条例において「秋田港シンボル緑地」とは、秋田港の港湾施設のうち催物又はレクリエーションの用に供する施設（マリナー施設を除く。）をいう。 4 略 (使用の許可) 第三条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 一 マリナー施設及び船川港金川多目的広場 以外の港湾施設 (一) (ハ) 略 二・三 略 2 4 略 5 知事は、マリナー施設、秋田港シンボル緑地及び船川港金川多目的広場（以下「マリナー施設等」という。）について第一項から第三項までの規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る港湾施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしてはならない。 一・二 略 (指定管理者による管理) 第十二条 マリナー施設等の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 別表（第九条、第十六条関係） 一 マリナー施設及び船川港金川多目的広場以外の港湾施設 略 備考 略 二・三 略	旧
	(定義) 第二条 略 2 略 3 (使用の許可) 第三条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 一 マリナー施設及び船川港金川多目的広場（以下「マリナー施設等」という。）以外の港湾施設 (一) (ハ) 略 二・三 略 2 4 略 5 知事は、マリナー施設等 について第一項から第三項までの規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る港湾施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしてはならない。 一・二 略 (指定管理者による管理) 第十二条 マリナー施設等の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 別表（第九条、第十六条関係） 一 マリナー施設等 以外の港湾施設 略 備考 略 二・三 略	

道の駅「あきた港」の一体的利活用と窓口業務の一本化について

平成26年6月20日

港湾空港課

1 目 的

- ・道の駅「あきた港」には、県の施設であるセリオン・リスタ、イベント広場、駐車場及び構内通路、秋田市の施設であるセリオン、セリオン・プラザがある。
- ・秋田市においては、指定管理者制度により施設の管理業務を行っており、今年度公募により、次年度以降の新たな指定管理者を選定することとしている。
- ・県の施設は、これまで直接管理を行っていたが、秋田市が選定した指定管理者に管理業務を行わせることにより、これら施設の一体的利活用による、効果的で効率的な運営や、窓口業務の一本化による利用者の利便性向上を図る。
- ・なお、経営努力の発揮が指定管理者の利益に直結する利用料金制を採用する。

2 委託する管理業務

- ・用地等の使用許可申請の受付、審査、使用許可、料金徴収、緑地等の管理委託、消防用設備保守点検委託、自動ドア保守点検委託、自家用電気工作物保守点検委託、小破修繕、光熱水費や電話料の支払い、建物共済保険料の支払い。

3 指定管理者の収入

- ・利用料金
- ・利用者の使用した電気料金、水道料金相当額

4 スケジュール

- ・県は、9月議会に「秋田県港湾施設管理条例」の改正案を上程し、その後、秋田市が12月市議会にて指定した者を指定管理者とする議案を2月県議会に上程する。

指定管理者選定等スケジュール

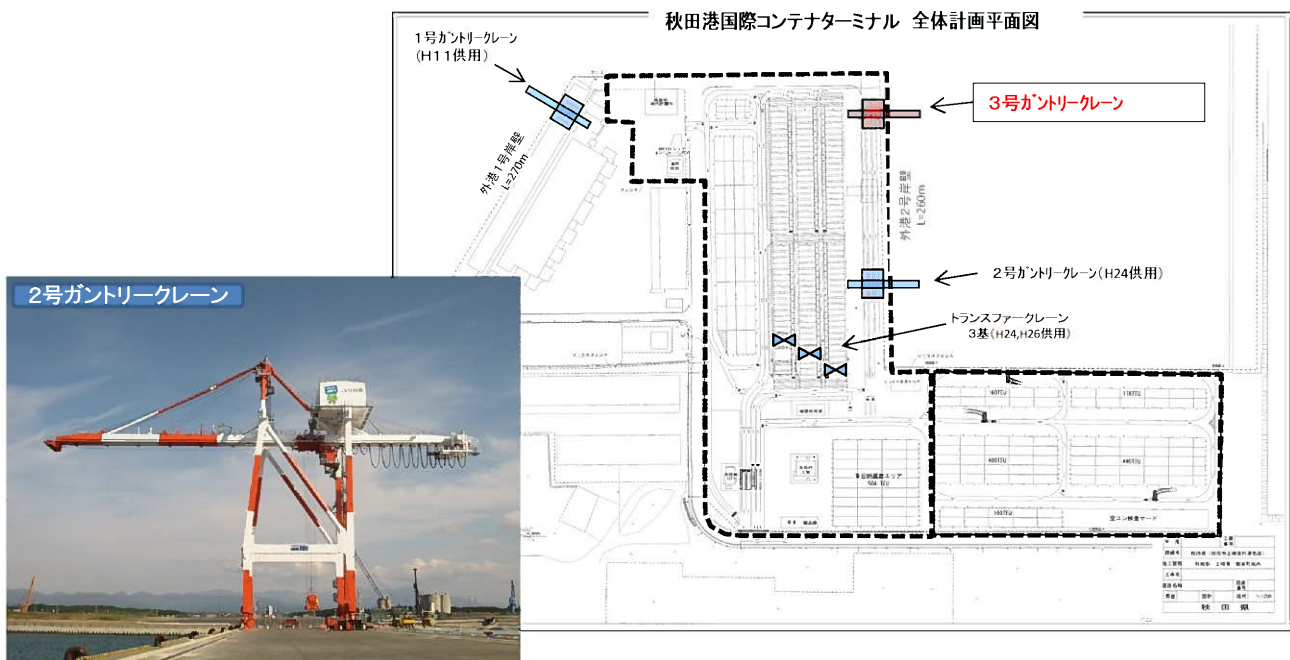
項目		年月	H 2 6										H 2 7				
			5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	～		
県 手 続	港湾施設管理条例の改正					○											
	指定管理者の選定							○									
	指定の議決【 2月議会】										○						
	協定の締結											○					
	指定管理者による管理開始												←				
市 手 続	公募			←→													
	指定管理者の選定						○										
	指定の議決【12月議会】								○								

ガントリークレーン工事請負契約の締結について

平成26年9月11日

港湾空港課

- 1 工 事 名 秋田港外港2号岸壁(-13m) 荷役機械製作設置工事
- 2 場 所 秋田港外港地区
- 3 工 事 概 要 ガントリークレーン3号機 本体製作及び現地据付 1基
ガントリークレーン2号機 改造 1式
(3号機との衝突防止装置設置等)
- 4 相 手 方 三井造船株式会社
代表取締役 田中 孝雄
- 5 金 額 783,000,000 円
〔 年割額 平成26年度 200,000,000円
平成27年度 583,000,000円 〕
- 6 工 期 契約締結の日から平成27年12月22日



大曲通町地区市街地再開発事業について

平成26年9月11日
建築住宅課

1 補正予算案の概要について

- ・建設作業員の不足等による工期等への影響を考慮し、適切な工期延長と工程の見直しを行う。
- ・南街区施設整備工事の工程の見直しにより、来年度補助対象分の駐車場棟を先行着手するため、平成26年度補助対象事業費の増額に対応した県補助額の補正を行う。



2 事業概要

- 1) 事業区分：第一種市街地再開発事業
(権利変換方式)
- 2) 事業区域面積：約2.7ha
- 3) 事業主体：大仙市（補助対象者）
- 4) 施行主体：大曲通町地区
市街地再開発組合
- 5) 権利者数：11名
〔大仙市・商工会議所
羽後交通・厚生連 他〕

南街区施設整備における補助対象事業費

単位:千円

		H26当初予算	H26.9月補正
調査設計計画費		20,454	20,016
土地整備費 (解体工事費)		396,793	264,008
補償費		206,088	204,066
共同施設 整備費	児童福祉棟	0	0
	事務所棟	0	0
	健康福祉棟	0	0
	駐車場棟	0	286,770
補助対象事業費 合計		623,335	774,860
県補助額 (補助率 1/6)		103,889	129,143
増減			25,254

3 補正予算額

25,254千円